

KSK

発行 KSK 神奈川県障害者定期刊行物協会
〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町1752番地
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール3F 横浜市車椅子の会内

あゆみ会報

2018年8月号 第133号

編集 湘南あゆみ会
〒254-0807 平塚市代官町21-4 SEA平塚ビル3F フレンズ湘南内
TEL/FAX 0463-24-0420
定価 50円（会員は年会費に含まれています）

これからの予定

9月定例会

9月11日（火）13:30～16:30
ひらつか市民活動センターB会議室
「平塚市障害福祉制度の説明 及び
障害者就労支援施設ペガサスの説明会」
交流会の予定を変更し、上記の説明会を行います。最近、福祉施設利用の手続きが変わってきています。また、精神障害者の雇用率も変わり、就労を目指す人が増えてきています。今後のために役立つ情報です。奮ってご参加下さい。

10月定例会

10月8日（月 祝日）13:30～16:30
ひらつか市民活動センターB会議室
SST勉強会 高森信子先生
毎回、お悩みごと相談で好評の勉強会です。お話の中には気付きを与える内容が多くあります。お誘い合わせて、また、ご夫婦で、参加下さいませんか。

平塚市福祉会館まつり

10月19日（金）、20日（土）10:00～15:00
今年もみどり農園の野菜・新米・東北支援海産物・みかん・柿等の販売及び当事者の絵画作品展示等で参加します。
お出かけくださってご協力お願いします。

大磯横溝会館まつり

10月28日（日）10:30～14:30
障害者中心のおまつりです。お出かけ下さい。

そのほかのお知らせ

じんかれん研修会

9月1日（土）13:30～15:30
小田原総合医療福祉会館 4階 A会議室
「当事者の体験発表
～家族の受容・薬をのむ理由～」
精神疾患と上手につき合いながら前向きに生きる当事者3人の体験を発表して頂きます。家族にも、当事者にも大変参考になるお話です。是非、お聞きください。多くの方のご参加をお待ちします。 交通費補助あり。
《 詳細はチラシをご覧ください。 》

講演 「ひきこもり中の我が子との意思疎通」

9月27日（木）14:00～16:30
ひらつか市民活動センター会議室
講師 渡辺真樹氏 『ゆくりあ』代表
参加費 300円 定員40名
主催 すばる・かたつむり合同企画
申込・問い合わせ 菊地 0463-55-5971

統合失調症家族教室 平塚保健福祉事務所

「家族会の活動紹介、家族体験発表等」
10月12日（金）14:00～16:00
平塚保健福祉事務所3階 大会議室
今年も上記家族教室で湘南あゆみ会の活動紹介等を行います。関心のある市民の方、お知り合いの方々等にお知らせください。
申込・問い合わせ 保健予防課 32-0130
市役所障がい福祉課 21-8774

報 告 ◆SST 勉強会 高森先生

7月10日 今年度第1回目の勉強会が行われました。参加者24名（以下概要）

齋藤環氏（つくば大教授）はその著書「オープンダイアログとは何か」の中で次のように言っている。フィンランドにおいて受診者の86%が5年間、薬なしで過ごしていると。関係性が良くなれば薬は要らない。親は禁止事項が多いため、ストレスが溜まり爆発の原因となる。親は症状だけを取ろうとしがちである。“自由こそ治療！”とイタリア改革のバザーリアは言っている。

ある家族会で17年間、再入院しないでいる人がいる。その人の母親は「そうね、そうね」と言い続けてきたという。大人になりたくない人たちである。生きていていいんだという環境を作る。話を聴くときは濃く、短く聴き、メリハリをつける。聴けない時は、ご免ねと。壊れたレコードのようにご免ねを繰り返す。お断りのし方は行為のある時は、先ず“ありがとう”を言ってからご免ねを。行為のない時はご免ねだけを。

最近話題になっていることだが、日本精神科病院協会会長が協会誌の中で、部下の言葉としてだが、精神科医師にも“拳銃を持てさせてくれ”ということを書いている。また、“精神科医療現場での患者間また患者による職員への暴力に対応するため、日本精神科病院協会では、精神科医療安全士の認定制度を検討している”とも書いている。病人を癒す立場の医師の言葉としては、理解し難い言葉である。患者の暴力は、対応の愚かさの結果である。このような発言を私たちは看過してはならない。力で押さえつけるのではなく、健康な部分を伸ばす、人薬を増やす必要がある。

〈お困り事〉

1 Q 低酸素状態で生まれてきた息子は、上手く喋れず、選択性緘黙がある。病院で強服用薬を受け、退院後自分で減薬をした。現在ひきこもり、眠ってばかりいる。減薬による反動も心配。

A 症状曲線を知ること。

激しい症状が治まり、休養曲線が深いほど回復に時間がかかる。生活のしづらさを理解する。1) 生活能力の低下 2) 人が怖い。劣等感。3) 就労能力の低下。現実離れした話 4) 安定性・持続性の低下 5) 空想的。生きる意味の喪失。現実の厳しさが分かりかけた時が要注意。

2 Q 娘は片付けを芸術的にする。“私って偉い？”と聞いてきたので、心から“偉い！尊敬する”と答えた。

A 自発的に出てくる行動は本物である。

3 Q 家族が減薬させていたところ2階から飛び降りるなど不安定になり、入院させた。

A 不安、孤立、過労、不眠が続くと幻聴が出る。健康な時間を増やすには1) 今を認める 2) 褒める 3) お願いをする。褒める種を作るために、2種類のお願いをする。出来そうなことと、少し難しそうなこと。出来たら褒める。安心できる場が必要。親の基準を下げること。

4 Q 同じ服ばかり着ている。

A 状況変化を避けたいから。健康な心のバロメーターは1) 不安のコントロール 2) 怒りのコントロール 3) 状況変化に対処できること。

5 Q 洗濯機の使い方が分からない。

A 少しずつ教え、やらせて褒める。いっぺんに教えようとしない。自信をつけさせる。

6 Q 自分の部屋の片付けができない。

A 本人には部屋は城である。掃除をさせると嬉しいんだけど、とやんわりと頼む。子供に言いつけるような言い方はしない。

7 Q 冷蔵庫を買う必要があるが、親の指示を受け付けない。

A 啓発型の人の特徴。いい分だけは十分に聴き、本人に任せる。失敗した時がチャンス。失敗しても非難しない。本人の味方に立った言い方をする。

〈感想〉

この日も多くの質問、多くのアドバイスがあり、充実した時間となりました。



報告と感想 ◆じんかれん研修会

「精神科医療における身体拘束の問題と解決に向けて」

8月7日 身体拘束の問題について、精力的に活動しておられる杏林大学教授 長谷川利夫氏をお招きして、研修会が行われました。

当日は台風13号の影響が心配される中、県民センターの会場いっぱいの参加者があり、この問題に対する関心の高さが示されました。（以下概要）

●精神科病院に勤務して抱いた不可解、非常識

- ・なぜ、職員は患者を「ちゃん」付けでよぶのか
- ・なぜ病院に運動会、お花見があるのか
- ・なぜ職員は自らの権力性に気付かないのか
- ・なぜ日程調整して医療監視、実地指導に来るかそこにあるのは、患者を見下す意識、慣れ、市場原理によって淘汰されない世界。

●隔離・身体拘束に関する法律の規定

精神保健福祉法第36条

- ・精神病院の管理者は入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動に必要な制限を行うことができる。
- ・隔離、その他の行動制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことはできない。

精神保健福祉法第37条

身体拘束の対象となる患者は、主として次のような場合に該当すると認められる患者であり、身体拘束以外に代替方法がない場合において行われるものとする。

ア、自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合

イ、多動又は不穏が顕著である場合

ウ、ア又はイのほか精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合

●隔離及び身体拘束者数の急増

隔離 1998年 7370 ⇒ 2015年 10935

拘束 2003年 5109 ⇒ 2015年 10298

●ケリー・サベージさんの例

ケリーさんは4月30日兄の自宅で躁状態となり、大和病院に措置入院。「ケリーは暴れずに隔離室で命令に従ってベッドに寝たにも拘わらず身体拘束

された」（兄の言葉）。5月10日急変し、大和市立病院に転院したが17日死亡した。

●問題点

- ・暴れることなく医師の指示に従ってベッドに横になったにも拘らず身体拘束された
- ・「静穏」（看護記録）なのに解除しなかった
- ・精神保健福祉法第37条の処遇の基準が遵守されていない
- ・診療録と看護記録の記載内容があまりにも異なる。診療録は事実と異なった記載をしている。
- ・情報を開示せず、「説明会」を開催し、病院職員の操作するパソコンで閲覧のみ。謄写は不可。
- ・医療基本法、患者の権利擁護がない
- ・医療安全調査機構の調査が病院の拒否によりできない
- ・神奈川県は国に精神保健福祉法上の問題点はなかったと報告

7月19日 精神科医療の身体拘束を考える会を発足し、外国特派員協会で記者会見。

●医療観察法病棟で121日間拘束された人の例

親からの訴えにより、病院に電話すると、6時間解除。更に病院訪問すると7時間解除。

●今後必要なこと

- ・ケリー・サベージさんの事件を通して問題点を明らかにする
- ・実施過程の可視化を目指す 実施時の録画、検証を行う
- ・精神科病院そのものをより開かれたものにする
- ・精神分野だけでなく、全ての病院、施設に共通する人権問題として捉える。

<講演後の主な質問>

- 1、身体拘束について外国の情報を知りたい
- 2、薬の処方、民間救急の問題なども含め、人権意識を高める必要がある
- 3、精神科特例の廃止、医療安全調査機構の問題点の改善が必要
- 4、電子カルテは容易に改ざんされるのでは？

《感想》精神科医療の世界では治療の名のもとに患者の人権が守られていないことを改めて痛感した。精神障害者への蔑視、これを正していく役割が私たちにはある。たとえ時間がかかっても。根気よく皆が声を挙げ続けなくては。 (y,y 記)

◆講演 「活用したい法テラス」

(平成30年度平塚市福祉相談員研修会から概要)

講師 林田 裕之氏

(日本司法支援センター神奈川地方事務所)

1、法テラスとは？

正式名称 日本司法支援センター。「総合法律支援法」に基づき国が設置した法人。各県に1～3か所(北海道4か所)地方事務所がある。

近い所では 法テラス神奈川 ☎0503383-5327

法テラス小田原 ☎0503383-5370

受付時間 平日9:00～17:00

2、どのような業務を行っているの？

- ①情報提供業務 ②民事法律扶助業務 ③刑事国選弁護業務 ④犯罪被害者支援業務 ⑤司法過疎対策業務 ⑥特定援助対象者法律相談援助業務 ⑦DV等被害者法律相談援助業務

3、遺言、相続、成年後見、借金問題等のトラブルに遭ったら、先ずサポートダイヤルへ

0570-078374 (おなやみなし)

犯罪被害に遭ったら犯罪被害者支援ダイヤルへ

0570-079714 (なくことないよ)

受付時間 平日9:00～21:00

土曜日9:00～17:00

最適な解決窓口の紹介、法制度の説明を行います。

4、経済的な余裕がない場合の援助

- 1) 弁護士・司法書士による無料法律相談
- 2) 費用の代理援助
裁判や調停、交渉などで弁護士・司法書士に裁判手続きの代理を依頼する時に支払う費用を立て替える。

3) 書類作成援助

自分で裁判を起こす場合、裁判所に出す書類の作成を司法書士、弁護士に依頼する時に支払う費用を立て替える。

5、弁護士や司法書士に事件の依頼が必要となった場合

- 1) 代理援助の審査を受ける
- 2) 援助の決定により弁護士費用等の立て替え
- 3) 事件終了後審査を受け、報酬の決定と立替金の清算をする

6、相談に来られない方の場合

出張相談(民事法律扶助)の利用

- ①65歳以上の高齢者
- ②心身に高度又は中度の障害がある方
- ③そのほか法テラスが相当と認める方

相談場所：対象者の住居、入院・療養をする病院や施設、入所・通所する福祉施設、公共機関の施設など。

7、法改正により新たに始まる出張法律相談

【特定援助対象者法律相談援助制度】

対象者：認知機能が充分でないため、法的問題を抱えているのに、自ら法的支援を求めることができないと思われる方

特徴：①支援者の方が法テラスに連絡

②有資力者の場合は相談料5400円必要

出張法律相談 毎週金曜日 13:30～15:45

場所 平塚市福祉会館

申込先 小田原法テラス ☎0503383-5370

1日3件まで

絵画作品募集 !!

平塚福祉会館まつり及び大磯横溝まつりに出展する当事者の方の作品を募集します。

奮ってご応募下さい。

1人1点 未発表のもの 大きさ自由

申込・問い合わせ 090-3519-8692 谷田川まで

申込期限 9月30日

長谷川先生までお知らせください！！

杏林大学の長谷川利夫先生は、隔離・身体拘束など、精神科医療での体験を募集しています。

また 現在、このような状況におかれている方がおられましたら、是非 長谷川先生にご相談ください。力を貸してさせていただきます。

電話: 090-4616-5521

E-mail: hasegawat@ks.kyorin-u.ac.jp